HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日露戦争後の国民教育の軍国主義化について：陸軍々備拡張・再編と教育課題
Author(s)	安藤, 豊
Citation	北海道大學教育學部紀要, 22, 93-109
Issue Date	1973-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29086
Type	departmental bulletin paper
File Information	22_P93-109.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

日露戦争後の国民教育の軍国主義化について

——陸軍々備拡張・再編と教育課題——

安　藤　　豊*

Fur ther Militarization in the National Education after the Russo-Japanese War.

Yutaka Andô

目　　次

はじめに …… 93
第1章　日露再戦準備としての軍備拡張 …… 94
第2章　日露戦後の軍事機構再編成過程 …… 97
第3章　軍事機構再編過程における教育課題とその展開 …… 104
あとがき …… 109

はじめに

近代日本の軍国主義体制を支える上で「教育」は，その思想的培養基として，また初歩的軍事技術の習得の場として高い期待をもたれ，また顕著な役割をはたして来たことは一般に認められていよう。

こうした意味で，従来「教育の軍国主義化」論が論じられて来た。そこでは，国定教科書や学校行事などを通しての好戦的思想の注入，兵式体操（教練）の導入などが主なメルクマールとされて来たが，しかし軍国主義の根幹である軍事制度との関連を等閑視して論じられている結果，ミリタリズムがいかなる性格のものとして教育を規定したのかという具体的分析を欠き，いわば「軍部の教育への発言は，すなわち軍国主義教育の強化である。」と言った歴史的諸条件を無視した一般的断定を許しているように思われる。

本稿が，日露戦後における軍事機構の帝国主義的再編成過程において，いわゆる軍部の独自の論理にもとずく教育の軍事的利用への端緒的志向——もとより，近代的国民皆兵制度は，個々の兵士の一般的平均的教養度，つまり国民教育の一定程度の普及を前提とするが，ここでは，軍部が国民教育制度を自からの体系の内に組みこまざるを得なくなる内在的必然性という意味で「端緒的」な——を取り上げるのは，既待研究がおおむね日露戦後を画期として，軍部の教育への「発言」が強まったことを認めつつも，軍事機構内部の問題を無視し，無媒介的に政治過程，社会過程に短絡させており，こうした事態の現実的必要性がどこにあったのかという認識を不正確にしているばかりではなく，他方，必ずしも思惑通りに進行したわけではない軍部による教育の軍事的「囲い込み」が，教育構造全体の中で，いかなる位置を占めたかが明

* 教育史・比較教育研究室

らかにならないと考えたからである。
如上述べたことを具体的に触れると，たとえば，宮坂広作氏は，そのこと（軍部の教育への発言の強化）を，「軍事技術のレベル・アップによって，兵士の教育水準をもまた向上させる必要」[2]と，一般的に説明されているが，かかる国民教育に対する「軍事的要請」[2]同一般は，徴兵制度が存在する限り，何んらかの形で必然的に存在するものであり，かかる指摘は非歴史的に過ぎないだろうか。また，久保義三氏は，日露戦後の軍備拡張と第1次世界大戦後の「総力戦思想」の結合による「大衆軍創設の方策」にその理由を求められているが，日露戦争の軍事過程と戦後の軍拡それ自体が孕んでいた矛盾の所産として軍部の教育制度への着目があったことを無視しているように思われる。

以下，日露戦後の陸軍軍備拡張，軍事機構の再編過程と，その過程を貫ぬく原理がいかなるものであり，それが国民教育への軍部のいかなる性格の「要請」となって表われて来たのかという問題を取り上げ，同時にそれらの諸原理こそが軍部の軍国主義体制確立への強いインパクトとして作用したことを考察する。

註（はじめに）

1) 下山三郎「明治維新研究史論」p. 312，参照。1960年，御茶の水書房。
2) 宮原誠一編「教育史」p. 181～182，1963年，東洋経済新報社「現代史大系」。
3) 久保義三「日本ファシズム教育政策史」p. 59，1969年，明治図書。

第1章 日露再戦準備としての軍備拡張

1904(明治37)–1905年の日露戦争は「満州」と朝鮮の勢力圏分割をめぐってのまた東アジア進出をうかがう英・米帝国主義国の代理戦争[1]としての帝国主義戦争であった。
日露両軍の軍事的膠着のなかで，1905年1月の第1次ロシア革命の勃発という，いわば「天祐」に支えられて辛くもこの戦争に勝利した日本は，1905年ポーツマス条約で得た遼東半島，南満州，樺太[2]などの「東洋ノ盟主トナル」べき「利益線」[3]における諸権益を帝国主義諸列強と争って維持しなければならないというあらたな課題に直面した。
そのため軍部は，「今後10年間或は20年の間に於て彼（ロシア—引用者—）の大に恢復の運動を試み併せて我れに向って復讐を企画するに至るべきは殆んど疑いを容るる余地なし。……其の果して幾年の後に在るべきやは固より之を予言するを得ずと雖も，要するに今回の平和は稍長期なる休戦としてこれを見ること最も適当なかるべし……」[4]と「満州」軍事情勢視察の結果，山県有朋が，内閣および「満州」軍総司令官に提出[5]した「戦後経営意見書」(1905年8月)の中で述べた「日露再戦準備論」を基軸として大軍拡と軍事機構の再編成を推進していった。
この対露再戦のための作戦計画は，1907年「帝国国防方針」「国防ニ要スル兵力量」「帝国軍用兵綱領」によって決定された。すなわち，1906年10月天皇の軍事上の最高顧問機関であった元師府議長山県有朋は，参謀本部参謀田中義一の起草にかかる[6]「帝国国防方針案」及び，自稿の「帝国国防方針私案」を上奏し同年4月天皇に「嘉納」された。ところで，この策定経過は，国民，議会，内閣を等閑に付したまま決定されたものであり，翌1907年9月の「軍令ニ関スル件」(軍令第1号)の制定によるいわゆる「統師権の独立」の完成とともに軍部のいわゆる「軍部」としての政治勢力の確立を意味していた。

その策定経過は，「帝国国防方針，国防ニ要スル兵力，帝国軍用兵綱領策定ニ関スル顛末概要」[8]に従えば次の如くであった。

1906年12月14日，天皇は山県の上奏文を元師府に諮問。元師会議は「帝国国防会議方針策定ニ関スル山県元師ノ封事ハ寔ニ適切ナルヲ認メ該封事ハ参考資料トシテ之ヲ当局ニ付シ陸海軍協商以テ帝国国防方針ヲ立案セシメラレムコトヲ望ム旨奏答」。

同年12月20日，勅令により参謀総長奥保鞏及び海軍軍令部長東郷平八郎は協議を開始。翌1907年2月1日，「帝国国防方針，国防ニ要スル兵力，帝国軍用兵綱領」の三案を「策定シテ復奏」し同時に「国防方針ハ政策ニ至大ノ関係ヲ有スルヲ以テ更ニ之ヲ内閣総理大臣ニ御下問アラセラレ審議セシメラレタキ旨」及び「国防ニ要スル兵力ヲ総理大臣ニ閲覧セシメラレタキ旨」を奏答。そこで天皇は「国防方針」だけを首相西園寺公望に下問し検討を命じ，また「国防ニ要スル兵力」案の内覧を特に許した（したがって，「用兵綱領」は内閣に秘密にされた）。

同年3月　西園寺首相が奏答，「帝国国防方針ハ帝国国是ニ基キ極メテ適当ナリト認ム然レトモ国防ニ要スル兵力ハ今俄ニ之カ全部ノ遂行ヲ許ササルモノアリ願クハ暫ク仮スニ時ヲ以テシ国力ト相俟テ緩急ヲ参酌セシメラレンコトヲ。」[9]

同年4月3日　西園寺の回答は岡沢精待従武官長より山県に伝達された。山県は「一日モ早ク有ナラシメラルル必要アル旨ヲ」奏答し，ここに三案は天皇の「嘉納」するところとなった。

同4月19日　元師会議は「我国ノ財政ヲ顧ミ善ク帝国ノ利権ヲ保護スルノ道ヲ求メタル至当ノ策定ナリト認ム若シ夫レ国防ニ要スル兵力ニ至リテハ内閣総理大臣ノ奏上セルカ如ク自今益資源ノ培養ニ勉メ成ルヘク速ニ所望ノ数ニ達セシメラレンコトヲ期セサルヘカラス(云々)」と奏答し，ここに三案は正式に決定した。

こうした仰仰しい手続を経て決定された「帝国国防方針」「国防ニ要スル兵力」「帝国軍用兵綱領」の正文は明らかになっていないが，山県有朋の私案，田中義一の「随感雑録」[10](明39)にもとづく推定，および防衛庁戦史室の研究[11]にしたがえば大略次の如くであったと思われる。すなわち，まず国防方針として，ロシア，アメリカ，を主要仮想敵国とし，

表—1　日露戦争における臨時軍事費特別会計の歳入内訳

（単位 1,000）

		(%)
公債・借入金	1,418,731	82.4
他会計より受入れ（租税収入など）	251,742	14.6
献納金・雑収入	50,739	8.0
合　計	1,721,212	100

備考：「昭和財政史」Ⅳ 臨時軍事費より。

表—2　日露戦時・戦後の増税

（単位 1,000）

	地租	所得税	織物消費税	石油消費税	酒税	通行税	砂糖消費税	醤油税
1903（明36）	46,873	8,247	—	—	52,821	—	6,942	3,544
1904	60,939	14,369	4,423	1,882	58,286	344	8,362	5,108
1905	80,473	23,278	5,319	—	59,099	2,211	11,348	5,272
1906	84,637	26,348	5,037	—	71,100	2,463	16,156	5,601
1907	84,913	27,291	19,114	53	78,406	2,773	16,178	5,474
1908	85,418	32,144	19,316	1,689	83,590	2,851	19,684	4,859
1909	85,693	32,800	18,778	2,112	91,480	3,032	13,270	4,731
1910	76,291	31,722	18,233	2,087	86,701	3,408	17,906	4,680
1911（明44）	74,936	34,755	18,916	1,925	86,032	3,918	17,255	4,828

備考：「明治大正財政詳覧」より集計。

これに次で清国があげられ，これらに対する兵力は平時25個師団，戦時50個師団の陸軍，8・8艦隊の海軍にするという大計画であった。

ところで，当時，世界最強と考えられていたロシアに対する戦勝による一等国意識に支えられた「積極熱」[12]は，戦後における軍備拡張を所与のものとさせ第二十二議会（1906年）では元老井上馨等[13]の反対はあったが，日露戦時に臨時編成された野戦4個師団を常備編成とすることを認めた。しかし，平時25個師団を実現すべき引き続く増師は財政難に直面し政府部内の対立を生むに至る。

すなわち，総額18億2629万円（残務費を含む）におよんだ日露戦費は，約13億の内・外債，および，戦時の非常特別税として地租税をはじめ営業税，所得税，酒税，砂糖税，醤油税などの既存の課税の50-200%の増税，また織物税，通行税，相続税の新設，塩，煙草専売の創始等々の大増税（増収総額，約4億円）によって支えられたが（表-1，表-2），戦後における内外債償還は，1906年に起債された行賞公債，軍事公債をも加えると，毎年20億円以上の未償還額が赤字累積され，利子払の負担だけでも年間1億円を超過する額に達し国家財政を圧迫させた[14]（表-3）。かかる状態は，阪谷芳郎蔵相をして，「此国債整理償還の事は財政上戦後経営の第一義なり」[15]と議会で答弁せしめるに至った。かくて政府は外国債償還のための内国債の発行，戦時非常特別税の継続（石油税の復活・恒常化，織物税，酒税，砂糖税の増税を含む）によるひきつづく重税政策をとることとなった。こうした財政の窮迫状態，加えて，先に触れた2個師団増設費を含む直接軍事費の一般会計と臨時軍事費との合計（いずれも明治39年度）に対する比率が54%と，財政危機を一段と困難としている状況にあっては，先の「積極熱」にもかかわらず軍備拡張はスムースには進まなかった。

表—3 一般会計歳入中に占める国債の比率

（単位 1,000）

	一般会計歳入総額 (a)	内・外国債総額 (b)	b/a×100 (%)
1903（明36）	260,220	538,962	207
1904	327,466	973,647	297
1905	535,256	1,870,386	349
1906	530,447	2,195,707	414
1907	857,083	2,254,346	263
1908	794,937	2,228,306	280
1909	677,546	2,582,804	381
1910	672,873	2,650,355	394

備考：国債総額には，短期債・借入金を含まない。
日本銀行統計局「明治以降 本邦主要経済統計」より集計，算出。

寺内正毅陸軍大臣は，二十三議会に提出される予算案の閣僚折衝に際し，4個師団増設を含む軍備拡張案を西園寺首相に提出した。この拡張案に対し阪谷蔵相は「前途財政の困難に陥る虞れあるに因り……不同意を唱え」閣内に対立を生むに至った。内閣は，西園寺と内相原敬が「結局内閣を棄てるか棄てざるかに帰着す」[16]という判断を持たせる程危機的状況になった。そのことを知った桂太郎は「大に驚き且つ不可を唱え，寺内を呼んで懇篤談示」した。その結果，寺内は西園寺に対して増師を2個師団に縮少し，かつ，陸軍の遣繰で二千万円を出し臨時費に充てることで折合う旨を申し出た。西園寺，原，阪谷は「此際絶対的に（軍備が—引用者—）現状維持と言う事も其理由なし，故に阪谷……折合はば宜し，然らざれば蔵相を代えても妥協せしむるを得策とす，元来を言えば寺内の如き事々物々山県を代表する者の去る方は宜しけれども，目下の現況は阪谷が折合う……順序……現内閣今日に於て倒るるは名儀」[17]なしとする原の意見に同意し，寺内の妥協案を受け入れることとした。寺内は12月1日付の桂太郎宛の書翰で次のように記している。「将来ノ計画実行ノ行掛ヲ捨テ内閣ニ波瀾ヲ生セザル

為メ，財政上ノ困難ヲ避クル為メ」に妥協したとし「此ノ金額ニテ必要ノ充実ヲ実行シ……一千万円ニハ二年現役ノ費用ヲ含入セシム」[18]と。そして，ここで残された2個師団増設をめぐる抗争は，大正政変の導火線としてくすぶりつづける。

かくて，陸軍は，二十三議会が可決した「軍備充実及歩兵二年現役に係る臨時費」2千2百万円[19]をもって1907年10月までに，2個師団，2騎兵旅団，一野戦砲兵旅団，山砲三大隊，交通兵旅団を増設し，また要塞砲兵を重砲兵と改称し，二旅団を新設し陸軍平時編成をこれまでの近衛及び12個師団を近衛を含めて19個師団に拡張した[20]。

註（第1章）

1) 大江志乃夫『天皇制軍国主義教育を規定した日本資本主義の特質』「講座 現代民主主義教育」2。p. 20, 1969年，青木書店。
2) 外務省編「小村外交史」下。p. 38, 1953年。
3) 山県有朋『兵備ヲ設クルニ付イテノ奏議』（兵制改革上奏案）伊藤博文編「秘書類纂兵政関係資料」。p. 145–146, 1935年，同刊行会。
4) 山県有朋『戦後経営意見書』大山梓編「山県有朋意見書」。p. 278, 1966年，原書房「明治百年史叢書」。
5) 黒田甲子郎「元師寺内伯爵伝」。p. 405, 1920年，同編纂会。
6) 「……山県は，原案の作成を田中に托し38年寺内を経て田中からそれを受け取ったのである。」（それは，38年8月31日付，寺内宛山県書翰で明らかである。）角田順「満州問題と国防方針」。p. 675, 1965年，原書房「明治百年史叢書」。
7) 井上　清「日本帝国主義の形成」。p. 327, 1968年，岩波書店「日本歴史叢書」。
8) 「桂太郎文書」国会図書館憲政資料室蔵および角田前出書。p. 704–705.
9) 西園寺のこの「奏答文」の正文は，山本四郎「帝国国防方針と西園寺首相奏答文」（「日本史研究」98号，p. 83）。
10) 「田中義一文書」R①-7，憲政資料室蔵。
11) 角田前出書。p. 705–712，および，貴島武治『日本の国防・用兵綱領』（「国防」1961年，11月号）。
12) 山本四郎「大正政変の基礎的研究」。p. 11, 1970年，御茶の水書房。
13) 「原敬日記」第二巻。1905年（明37）12月14日付，p. 158, 1965年，福村出版。
14) 大浜徹也「明治の墓標」。p. 209–212, 1970年，秀英出版。及び，日本銀行統計局「明治以降，本邦主要経済統計」。p. 159, p. 500, 1966年。
15) 小林雄吾「立憲政友会史」第二巻。p. 275–277, 大正二年 同出版局（以下「会史」と略す）。
16) 前出「敬原日誌」。1906年11月14日付。p. 206.
17) 同上。11月29日付。
18) 「桂太郎文書」5-1，憲政資料室蔵。
19) 前出「会史」。p. 273.
20) 松下芳男「明治軍制史論」下。p. 574, 1956年，有斐閣。

第2章　日露戦後の軍事機構再編成過程

日露戦争の経験と，そこで示された戦闘様相，つまり，兵員，武器弾薬の絶対的不足，動員された後備部隊の実戦師団としての使用不能，機関銃の出現に端的な兵器大系の改良，発達による作戦遂行技術，形態の大きな変化などは，軍部にとって，日清戦後形成して来た軍事機構ではもはや日露戦争規模の戦争には耐え得ずそれに見合った軍事機構の改編の必要性を意味した。そのため軍部は1906年（明39）「軍制調査会」を部内に組織し後で述べるように軍制改革に着手し[1]，同時に1908年「軍隊内務書」，1909年「歩兵操典」，1910年「砲兵操典」，1913

年「軍隊教育令」，1914年「陣中要務令」などの諸典令範の改訂を行なった。これは，戦後陸軍の改革のうちで重要な意味をもつものであった。

これら典令範改訂の基本的思想は，田中義一を中心として改訂作業が行なわれた「軍隊内務書」によく示されている。新内務書は田中義一が寺内正毅陸相の許可を得て1907（明40)—1908年，歩兵第三連隊（第1師団）長に転じ，そこで実験した兵士教育，兵営生活の改革の試みを基礎として改正案がつくられ，「軍隊内務書改正審議会」（委員長，長岡外史第1歩兵旅団長，田中も委員中に）の議を経て[2]，1908年12月1日軍令をもって制定されたもので，その基本思想は，全軍画一主義，軍紀・風紀の振張，精神教育の強調の三点であった。これらの点について「改正理由書」[3]は次のように説明している。

「全軍画一主義」とは，軍隊は「常に同一の目的に向って使用せらるるものなり。故に軍人の思潮，意向，企望，目的は常に同一」でなければならないとして，「徴兵，編成，教育訓練より兵器，被服，器具，材料及兵営の結構に至るまで，全軍画一を原則とする」というものである。そのことによって，個々の兵士を「使用上の便利」だけを考えて画一化し，いわゆる肉弾となることを強制する。

「軍紀，風紀の振張」においては，「奢侈遊惰道心日に徴して動もすれば同盟罷工となり，職工の暴動となり，社会主義流行の兆となり，社会秩序整正ならず，官威公力も亦漸く重きを失わんとするの時に於て，独り軍部に於て一般の風潮に逆行し，軍紀，風紀を益々厳粛ならしめんとするは頗る困難事なるを以て……全力を傾注し此の目的を達成せざるべからず。」と説明し，とりわけ社会主義に対する敵対の立場を明らかにしている。そのことは，たとえば1908年3月の歩兵第1連隊（東京）兵士33名の，歩兵第62連隊（大阪）13名の集団脱営事件[4]に端的に示されたように軍隊からの逃亡・脱営者，軍隊内不正事件の増大（表-4）という反軍的あるいは厭軍的風潮の増大という状況のもとで，軍隊内への社会主義の影響の防遏を軍部が必要以上に意識していたことがうかがわれる。こうした状態は，戦後しばらく続出したらしく，田中義一は1911年（明44）歩兵第三連隊で将校を前にして次のように演説しなければならなかった。

「自分は過日陸軍大臣から，軍隊には近頃妙に不正事件とか何とか種々な事が起る様であるが，是等は国民から軍隊の所謂鼎の軽重を問われる様な事になりはせぬか，実に慨嘆に堪へぬことだという話を聞いた。之は独り不正事件ばかりでなく，一体我々軍人が今日社会に立つ態度，又社会に対する責任として，決して人から非難を受ける様な事が有ってはならぬ…」[5]と。

表—4

	1903年（明36）	1906年（明39）	1907年	1908年	1909年	1910年
軍法会議刑事事件数（件）	2,420	3,371	3,358	3,602	3,294	2,700
軍法会議処分罪数（件）	3,024	3,964	4,035	4,597	3,739	2,763
軍法会議処刑人員数（人）	1,782	2,222	1,993	2,130	1,882	1,424
内 逃亡	—	606	541	530	—	—
内 結党	—	78	23	68	—	—
内 対上官犯	—	16	22	36	—	—

備考：1.「明治43年『陸軍省統計年報』（第二十二回）」より集計。
2.「逃亡」「結党」「対上官犯」の人員は，藤原彰「軍事史」より補った。

典令範改訂を貫ぬく諸思想のうちとくに顕著な意義を持ったのは「精神教育」，すなわち個々の兵士に即して言えば「精神主義」の強調であった。「戦捷の名誉は軍人精神充溢したる軍隊に帰すること最近戦争の証明したる所なり。……未来の戦争に於ても吾人は到底敵に対して優勢の兵力を向くこと能はさるへし。兵器，器具，材料亦常に敵に比して精鋭を期すること能わず，吾人は何れの戦争に於ても寡少の兵力と劣等の兵器とを以て，無理押に戦捷の栄光を獲得せさるへからす。之を吾人平素の覚悟とするに於て，精神教育の必要なること一層の深大を加えたること明らかなり」と，日露戦時において武器，弾薬の絶対的不足という状況のもとで兵士に強要された白兵戦闘の成功を教訓として，劣等な兵力，装備を「軍人精神」で補完するべき「精神教育」が重視されたのである。この「精神教育」の重視は同時に機関銃の出現をはじめとする各種火器の発射速度，命中精度，射程距離の増大による戦闘の長時間化，戦強化，兵士の損害の甚大化にともなう密集形態から散開形態[6]への，従って個々の戦闘局面における個々の兵士の主体的状況判断と自発的攻撃精神とを必要不可欠とする戦闘形態への変化に対応するものであった。本来的な意味における愛国心を基礎とせずに組織された日本軍隊において，こうした戦闘形態の変化，加えて「攻撃精神ヲ基礎トシテ白兵主義ヲ採用シ歩兵ハ常ニ優秀ナル射撃ヲ以テ敵ニ近接シ白兵ヲ以テ最後ノ決ヲ与フルヘキナリ」(「歩兵操典」改正の「根本主義」五)[7]という白兵主義の採用にあって軍部がいかに「精神教育」の遂行を至上の課題としたかが理解されよう。

この「歩兵操典」(1908年11月改訂)では，上記の点を具体化している。あたらしく加えられた「綱領」では「攻撃精神」「必勝ノ信念」「軍紀」が採用され，その基礎として「忠君愛国」思想に殉ずることが個々の兵士に要求された。たとえば「綱領，五」では「……攻撃精神ハ忠君愛国ノ至誠ト献身殉国ノ大節トヨリ発スル軍人精神ノ精華ナリ武技之ニ依リテ精ヲ致シ教練之ニ依リテ光ヲ放チ戦闘之ニ依リテ捷ヲ奏ス蓋シ勝敗ノ数ハ必スシモ兵力ノ多寡ニ依ラス精練ニシテ且攻撃精神ニ富メル軍隊ハ毎ニ寡ヲ以テ衆ヲ破ルコトヲ得ルモノナリ。」[8]としている。また，旧操典では「散解隊次ハ歩兵ノ主要ナル戦闘法」としているが「然レドモ密集隊次ハ……決戦ノタメ有効ニシテ欠ク可ラサルモノナリトス」[9]と散開形態の優位のもとでの密集形態の並用を採用していたのに比して，新操典では，「散解隊形ハ歩兵戦闘ノ主要ナル制式ニシテ之ヲ以テ火戦ヲ行フノミナラス多クノ場合ニ於テ突撃モ亦此隊形ヲ以テ行フモノトス。」[10]と規定し，軍の集結以外に密集形態を用いないこととした。そして，新操典は，「散兵ニハ位置姿勢及銃ノ使用ニ関シ自由ヲ与フルモノトス是レ其任務ヲ尽スニ便ナラシメンカ為メナリ故ニ散兵ヲシテ耳目ヲ活動シ敵兵及指揮官ニ注意シ地物ノ利用火器ノ使用ニ熟シ且瞬間ニ判断シ独断事ヲ処シ得ルニ至ラシムルヲ要ス。」[11]とし個々の兵士に主体的状況判断を要求している。

戦後軍制改革は，兵器制式の改訂，演習場や練兵場の新設・拡張，馬匹行政の改革，砲兵工廠の拡張[12]，等々の技術的問題点の解決とともに[13]，戦時50個師団の動員を実現すべき兵役制度の改革を最重点とするものであった。

日露戦争は，その全戦闘期間を通して常備13個師団は無論のこと，野戦師団4個の新設，後備師団2個，後備混成旅団7個，後備歩兵旅団6個など約11個師団相当の後備部隊[14]等，総計約109万人の動員を要したが「一回の戦闘において部隊の三分の二が死傷し，その補充に数日はかかった」[15]ように，軍部は終始補充兵力不足に苦しめられた。ために開戦間も無い1904年4月徴兵令の一部改定を行ない後備役服役期限を5年から10年に，補充兵役を12年4カ月に延長し兵員を確保しなければならなかった[16]。しかも，こうして動員された後備部隊は「後

備兵は悉く用を為さず」「一般に軍隊の運動……足重に感じたるは補充兵多きに原因するならん」[17]と評価されたように，野戦師団と同一行動をとることができず往々にして軍事行動の阻害要因とさえなった。かくて，今後の戦争において戦闘技能の優れた戦時動員兵力を飛躍的に増大させることは陸軍にとって必須の課題であった。

1907年（明40）10月，陸軍は兵役制度を改定し全兵力の2/3を占める歩兵科に限り（他兵科も逐次改訂される）現役服役年限をこれまでの3年から服役2年・帰休1年とした[18]。このことが大軍拡とも相俟って後に述べるように現役入隊者と在郷兵（帰休兵・現役補充兵・予備役兵・後備役兵の総称）の著増をもたらしたのである。この「二年兵役制」は1902年（明35）7月以来雑誌「東洋経済新報」が社是としてその実行を夙に主張して来たものであった。それは，日露戦争準備のための軍拡予算膨大化による財政危機の中で[19]「武力充実の目的を達する……為めに一国の経済を打撃し，其の進歩を妨害したること夫れ幾何ぞ」[20]と軍拡を批判し，(1)軍費の節約，(2)「血税」の軽減，(3)労働者不足の防止を目的として，現役3年，予備役4年4ヵ月，後備役5年の現行兵役制を，現役2年，予備5年，後備5年に改正し在営兵員を1/3減らし総兵力を削減しない形で実質的な軍備縮少を実現しようとするものであった[21]。

ところで，この主張はフランス陸軍が現役服役年限を2年に短縮したことに寄せたものであるが，すでに，1893年（明26）ドイツが2年兵役を採った時点で，部内に「軍備拡張の目的を以て二年役を採用すべしとの論議起り，殊に参謀本部にては重要なる問題として頻りに之を研究したるも，結局，その不利益なるを認むるに至り，今日に於ては最早陳腐の説と見做し」[22]ていた軍部は，この主張に対し「……二年の歳月を以て完全なる軍事教育を施すに充分ならず……抑も教練の要決は指揮官ありて始めて動くの兵卒を育成するにあらずして，指揮官無きも彼等各個に能く戦闘の目的を達し得るの兵卒を養するに在り……愛国心と国民教育と完全なりしも，……軍隊教育」[23]（軍務局出仕，外岡外史）に代えることは出来ないと反論したのみならず，対露軍備拡張をめざすべき時にあっては「二年兵役論ヲ末然ニ撲滅スルノ手段ヲ取ルハ大ニ時勢ニ適スルモノナリ」[24]と敵意をさえ示した。日露戦後もひきつづき唱えられた[25]この主張は憲政本党の共鳴するところとなり，同党は第二十二議会に臨む「政綱」の第1にこれを掲げた[26]。同議会では憲改本党や大同倶楽部の二年兵役制実施要求を先取りする形で政友会の征失野半弥等が「陸軍歩兵二年現役制に関する質問書」を提出し，寺内正毅陸相は，これに対して「……今日までの実験に拠りますると，教育したる補充兵を豊富に持ちまするると言うことは，最も必要なることと考えております。……故に……近き将来に於きまして，政府は其方針を採る積りであります。」[27]と答弁し，ここに翌二十三議会で可決された臨時費のうち1千万円の費用[28]を以て2年兵役制は実施される運びとなった。

こうした経過で採用された2年兵役制は，1900年頃からの資本主義の急速な発展による若年労働者不足の激化を回避しようとした事情も伏在したが（表-5），かって不適当であると判断を下した軍部がそれを採用した真の理由は，「戦時必要ノ軍隊ハ平時ヨリ之ヲ常設スルニ如」かないが日本の経済力では増師による軍拡にも限界があるので「国家経済ノ見地ト軍事上ノ要ト相容レザルノ結果已ヲ得ス事実上二年兵役ニ近キ行政的手段ヲ取ラザル可ラズ」[29]とする戦時動員兵力の増大を目的とする実質的軍備拡大政策としてとられたものであった。すなわち，平時編成における中隊兵卒定員を150人[30]とし，それが変らないものとすれば，3年兵役ならば新兵50人が入隊すると3年兵50名が除隊するのに比して，2年兵役では新兵75名が入隊し2年兵75人が除隊することになり，現役服役経験者が5割ふえる。この増加が戦時動員兵力数を

表—5

	1900年 (明治33)	1903年 (明36)	1906年 (明39)	1909年 (明42)	1912年 (大正1)	1915年 (大4)
会社総数	8,598 (100)	9,247 (108)	9,330 (109)	11,549 (134)	13,887 (162)	17,149 (199)
払込資本金（千円）	779,250 (100)	887,606 (114)	1,089,956 (140)	1,367,164 (175)	1,756,610 (225)	2,167,724 (278)
10人以上使用民間工場数	7,172 (100)	8,274 (115)	10,361 (145)	15,426 (215)	15,119 (211)	16,809 (234)
上記中原動力使用工場数	3,881 (100)	3,741 (96)	4,656 (120)	6,723 (173)	8,710 (224)	10,688 (275)
官営工場数	42 (100)	49 (117)	66 (157)	76 (181)	81 (193)	83 (198)
（官・民営）工場労働者数	456,264 (100)	547,259 (120)	729,468 (160)	790,720 (173)	969,045 (212)	1,050,542 (230)
上記中男子労働者数	196,219 (100)	238,413 (122)	348,338 (178)	329,895 (168)	441,776 (225)	472,004 (241)

備考　1.（　）内は指数。
2.「労働者数」には，鉱山労働者数が含まれていない。
3.「日本労働運動史料」第10巻，及び「明治以降，本邦主要経済統計」（日本銀行統計局）より集計。

表—6　兵員数比較

（単位 1,000）

明治35年当時	13個師団		19個師団	2年兵役制採用以後
150	3年	現役	2年	225
200	4年	予備役	4年	400
250	5年	後備役	10年	1,000
600	統計			1,625

備考：　左欄は「東洋経済新報」237号（明35.7.15）
右欄は第二十八議会（明44）での沢来太郎議員に対する陸軍の答弁（松下前出書 p. 588）から推算した。
尚，明治35年の20～23歳の男子人口は約123万，明治41年の20～22歳の人口は約84万。また，毎年徴集人員の20歳男子人口に対する比率は，明35で約12%，明41で，約24%である。（「日本労働運動史料」第10巻より推算。）

飛躍的に増大させた[31]。かくて，増師，後備役服役年限の延長，2年兵役制採用の結果は，戦時総兵力を60万から170万へ著増させたのである（表-6）。

こうして大量にプールされた既教育兵は，戦時において従来の留守師団という位置づけから第1戦の主力部隊となることが期待された[32]。この在郷兵を日露戦時における予後備部隊のような戦闘能力の劣弱な兵力にしないために彼等の精神的・技術的戦闘能力の温存・育成が計られなければならなかった。この目的のために軍部は，1906年10月「陸軍勤務演習教令」[33]を改定しその内容の充実を計り，また1909年（明42）の特別大演習以降，後備部隊の編成[34]を創出するなどの対策をとった。さらに，これら在郷兵の教育組織として田中義一の発案と推進によって1910年「帝国在郷軍人会」が設立された。その設立趣意に「……将来軍ノ編成ハ在郷軍人ノ精鋭ヲ必要トスルコト愈々切実ナルヲ以テ……(略)……在郷軍人ヲシテ，地方良民ノ模範

タラシムルト同時ニ益々軍人精神ノ鍛錬ト軍事知識ノ増進トヲ計リ併セテ会員相互扶助慰藉ノ方法ヲ講セシメントス是帝国在郷軍人会ヲ設立スル所以ナリ」[36] とある。

一方，二年兵役制実施による在営期限の短縮は，兵卒教育上の困難を招来させた。たとえば，東条英教は次のように指摘している。「歩兵二年帰休の制は実施されんとす。歩兵教育も亦至難の秋なりと言うべし，思うに此の難境に処するの道他なし，即ち只為し得る限り形式的教育を簡単にして，時日の節約を図り以て戦闘の教育に一層の余力を預え，之が実施を厳格にして以て愈々軍紀の振張を力むるに在るのみ。」[36] この困難を解消させるためには入営前において兵士として必要な初歩的な軍事教育を完了していることが要請された。そのため軍部は，学校教育と，内務省・文部省によって再組織されつつあった青年団（本来，自生的な組織であった。）に着目し，その軍事的再編成を強く志向するに至るのである。

註（第2章）

1) その調査検討した全内容は審やかでないが，大略は本章後段に論じる諸問題であったと思われる。この点については「……軍団編成の可否，二年兵役制実施に伴う諸法規の改正，騎兵師団の新設，軽気球隊，機関砲隊の編成」（「国民新聞」明治39年6月20日付）「軍の動員，編成等」（「東京日々新聞」明治40年2月25日付）と報道されている。

2) 高倉徹一編「田中義一伝」p. 370–378, 1958年，同刊行会。

田中義一は，「帝国国防方針」策定に果した役割でも明らかなように，戦後陸軍の中枢的軍事官僚として，戦後軍制改革に重要な役割を果した。

3) 松下芳男前出書 p. 623–624, 以下の引用はすべて同書から。

4)「東京日々新聞」明治41年3月5日付。および「近代日本総合年表」（岩波書店）p. 197，また，渋谷連隊の兵卒脱営事件，旭川野戦砲第七連隊第四中隊の古参兵三十七名の同盟脱営事件，横須賀重砲兵の十六名脱営事件等々頻発している。（「社会新聞」明治41年3月3日，3月9日，3月29日付）

5) 田中義一『軍隊教育私観』綾部勉編「田中中将講演集」p. 110–113, 1917年（大6）不二書院。

6) 藤原 彰「軍事史」p. 109–110, 1961年，東洋経済新報社「現代史大系」。

7) 陸軍省編「自 明治三十七年 至 大正十五年 陸軍省沿革史」上（以下「沿革史」と略す）p. 775, 1966年厳南堂（復刻）。

8)「新旧対照 歩兵操典の研鑽」（上巻，明治42年2月 宮本武林堂）より重引。

そして，軍人精神の基礎として，「忠君愛国」という言葉が操典に採用されたのは今回がはじめてであった。（なお，本書は，新操典の全文を掲げ，旧(=改正草案）と対照したもの。）

9)「明治31年『歩兵操典』」1902年（明35）第5版 厚生堂。

10)「第百九条」前出「研鑽」p. 140。

11)「第五十七」条，同上書 p. 80.

旧操典にも「第二百四十，……凡ソ散兵ノ姿勢ニ大ナル自由ヲ与フルハ耳目ヲ活動シ瞬間ニ判断シ独断事ヲ処セシメンカ為ナリ，兵卒ノ理解力ニ応スル説明ヲ為シ以テ判断及自信ノ精神ヲ養成シ就中兵卒ヲシテ敵ニ背ヲ向クルヨリ危険ナルモノ無キコトヲ信認セシムルハ将校ノ責任トス」（p. 182—傍点原文）とあるが，たとえば「第百五十五，凡ソ射撃……(略)……縦令総テノ幹部ヲ失ヒ射撃指揮行ハレサルニ於テモ各自ノ思慮ト判断トニ基キ依然射撃ノ効力ヲ維持……」（「研鑽」p. 181）することを要求している新操典に比すれば，兵器体系の変化に伴う散解形態の採用による自主的状況判断要求の意義の高いことは明白であろう。

12) 陸軍工廠発達内容

年次	東京工廠			大阪工廠			その他共合計			合計指数	
	機関数	馬力数	職工数	機関数	馬力数	職工数	機関数	馬力数	職工数	馬力数	職工数
1889年(明22)	15	322	1,575	10	241	968	25	563	2,543	100	100
1903年(明36)	86	4,421	14,140	46	2,526	9,456	147	7,548	27,129	1,341	1,067
1909年(明42)	166	19,642	12,561	652	25,858	8,075	876	47,350	23,947	8,410	942

注.（『陸軍省統計年報』，『農商務商統計表』，『帝国統計年鑑』などより作成。）小山弘建「日本軍事工業の史的分析」（1972年，御茶の水書房）p. 116. 再引用。

13) 黒田前出「寺内伝」p. 412.

14) 松下前出書 p. 574.

15)「東洋経済新報」前出 390 号, p. 14.

16) 勅令第 212 号, 前出「沿革史」p. 244, その理由に「目下ノ戦役ニ関シ必要ノ兵員ヲ得ントスルニ……本件ハ目下之ヲ実行セサレバ兵員ノ補充ヲ完フスルコト能ハサルニ依リ緊急勅令ヲ以テ……改正ス」とある。

17) 奏天会戦における松川満州軍作戦部長の「各兵団戦績概評」。谷寿夫「機密日露戦史」p. 548, 1961 年, 原書房「明治百年史叢書」。

この傾向は遼陽戦以降顕著であった。そして, このことが後にのべるように国民の軍事的組織化に乗り出す原因を成している。たとえば, 田中義一は, 東京本郷連隊区管内王子町で行なった講演の中で次のように述べている。「日露戦争デ, 陸軍ノ最初ノ戦闘ト言ヘド鴨緑江, 南山デアリマスガ, 此ノ時代ガ日本軍ノ最モ強イ時代デアッタ, ソレカラ遼陽戦, 沙河戦, 奉天戦ニナルト, 最初ノ……師団ト, ……同ジ師団デモ, 戦闘力ガ半分シカ無イ, ナゼ無イカト言フト, 負傷シタリ戦死シタリシテ人ガ減ル, 之ヲ補ッテ行ク兵ハ悲シイカナ, 各隊デ急拵ヘノ兵デアッテ, 兵ガ入レ替ル度毎ニ其ノ隊ノ力ガ弱クナルカラデアリマス, ソコデ……平生カラ国民ニ軍事思想ヲ注入シテ置ク事ガ極メテ必要デ……之ヲ注入シテ置ケバ, 急拵ヘデモ, 仮ヘバ僅カ三個月教ヘテモ其ノ人ガ六個月位教ヘタ程ノ力ヲ戦争デ出ス, ……国民教育ト云ウモノハ軍事思想ヲ注入シテオカネバナラヌト考ヘル……」(田中義一『軍隊ト地方トノ関係ニ就イテ』「明治 44 年 9 月, 本郷連隊発行パンフレット」p. 14-15).

18) 勅令第 332 号, 前出「沿革史」p. 273.

19) 対露戦争準備のための軍拡 (陸軍は 6 個師団の増設, 海軍は 6・6 艦隊の建設計画, 総額 7 億 8 千万円) の強行は, 国家財政中に占める直接軍事費の割合を急増させ, 財政規模の肥大化とともに, 歳出より歳入の方が少なくなるという財政危機を招いた。松方蔵相 (当時) はこれに対して公債の発行や二次にわたる増税, さらに, 清国よりの償金の繰入れ等の弥縫策でこれに対処した (高橋誠「明治財政史」参照)。

20) 社説『仏国における二年兵役論』「東洋経済新報」第 236 号, 明治 35 年 7 月 5 日。

21) 社説『二年兵役と経済界』同誌 第 239 号, 明治 35 年 8 月 5 日。

尚, 詳しくは拙稿修士論文 (1972 年 1 月 31 日提出) 第 1 章第 1 節「『二年兵役』の実施方法と『軍人社会』の論議」に譲る。

22)「時事新報」明治 32 年 5 月 18 日。(松下前出書 p. 647).

23)『軍当局者の非二年兵役論』「政友」第 66 号, 明治 39 年 4 月。明治 36 年当時「参謀本部の意見を代表して」反論した長岡の論文を再録したもの。

24) 田中義一「[シベリア視察] 随感録草案」(明治 36 年) 参謀本部次長 (当時), 田村怡与造に意見具申したものである。「田中義一文書」R①-6 憲政資料室蔵。

25) たとえば,「陸軍拡張と二年兵役」(明治 38 年 11 月 15 日),「戦後の軍備如何」(明治 38 年 11 月 25 日) など。

26) 1906 年 1 月の憲政本党大会で総理大隈重信は, 軍拡の必要を容認しつつも「……俄かに兵を増すと言ふ事は, 国家の財産が決して許さぬのである夫れ故にどうしても年限を減すと言ふ事が必要である。三年を二年にすると言ふ事は余程必要である。」(「東京日日新聞」明治 40 年 5 月 7 日) として二年兵役実施要求を打ち出した。

27)「大日本帝国議会誌」第 6 巻, p. 965.

28) 本論 p. 97. 参照。

29) 田中義一前出「随感雑録」(明39)。田中は別の所で次のようにこのことを確認している。

「日本の軍制は, 諸君も御承知の通り, 今日以降戦時日本軍の戦闘力としては, 随分多数の軍隊を動かさなければならぬという状況に在る。平時は近衛師団を入れて 19 師団しか無い軍隊が, 何うして戦時に多くの軍隊を作るかと言えば, 勿論在郷軍人を以て作るより外仕方が無い, 其の目的から割り出さ

れたのが二年在営制である。」(前出『軍隊教育私観』綾部前出書 p. 85.)

30) 中隊平時定員は，従来120人であったが，二年兵役制採用と同時に150人に増やされた。(「東京日日新聞」明治40年5月7日。)

31) 従って，ここでは，いわば「二重の軍拡」が行なわれたことになる。「東洋経済新報」の主張と比較してみるとその差異は明瞭である。

	3年兵役	①非軍拡2年兵役	②軍拡2年兵役	③1907年の二年兵役	備考
毎年除隊人員	40	40	60	75	一中隊を単位として比較した。
在営人員総数	120	80	120	150	
毎年入隊人員	40	40	60	75	

(注) ①, ②は,「新報」の提議にかかる。①は，毎年入隊人員を不変とし，従って平時中隊定員を縮少することによって実質的に軍事費を節減しようとする。ただし予備兵を1年延長して総兵力は不変とする。②は，中隊平時定員を不変とし，従って毎年入隊人員を増加させることによって予備，後備兵を増加させ実質的軍拡となる。③は，②における中隊平時定員を増大させている点で，いわば「二重の軍拡」となっている。

32) そのことは田中義一の次の言葉で確認できる。「……従来の動員では，在郷軍人が一部で，現役兵が大部分であったが，今度は反対となって，在郷軍人が大部分で現役兵が一部分になる従って在郷軍人が主力である。即ち戦争(日露戦争 —引用者—)以前と以後では，現役兵と在郷軍人との関係が全く主客顛倒したのである。」(『国民と軍隊』(明治44) 綾部前出書 p. 45, 尚，田中は，44年9月から軍隊局長。)

33) 陸普第1405号，前出「沿革史」p. 750.

34) 前出「沿革史」p. 800, このとき，陸軍大臣寺内正毅は，次のように師団長に訓示している。「本年特別大演習ニ当リ編成スル後備歩兵第三旅団ハ後備部隊ヲ編成シテ勤務演習ヲ実施スル嚆矢ニシテ特ニ貴官ノ至大ナル注意ヲ望ムモノアリ。」

35) 前出「沿革史」p. 354.
その設立経過については，高倉前出「田中義一伝」p. 400.

36) 東条英教「歩兵操典改正草案評釈」p. 1, 明治41年1月。兵事雑誌社。英教は東条英機の父，当時一流の軍事学者と目されていた。また，「……軍隊教育タルヤ二年現役帰休制ノ今日ニ於テハ第一年度ノ教育特ニ新兵期間ノ教育完全ナルニ非ズンバ成功得テ期シ難キハ理ノ見易キ所ナリ何トナレハ新兵第一期以降ニ於テハ多クハ特業ニ従ヒ或ハ又勤務ニ服セザルベカラザルヲ以テ為ニ教練ニ要スル時日ヲ減ズルノ已ムナキニ至レバナリ。」(軍隊教育実験会「新兵教育ノ実験」p. 2, 明治44年1月22日。)

第3章 軍事機構再編成過程における教育課題とその展開

こうして，日露戦争の経験と日露再戦準備論にもとずく戦後の大軍備拡張，軍事機構再編成の結果は，第1に，飛躍的に増大した予後備兵の現役兵に近い状態での戦闘技能の維持・温存の必要性，第2に，現役入隊対象者の著増による兵卒材料の一般的・平均的素質の向上の必要性[1]，第3に，二年兵役制実施にともなう前提条件としての入営前における初歩的軍事技術，軍事知識の教育の完了の必要性[2]，第4に，戦闘の長時間化・靱強化と散開形態への移行など戦闘形態の変化と白兵主義の採用による「精神主義」の強調と兵士の平均的教養水準の向上[3]の必要性などのあらたな課題を生起せしめた。

第1の課題の解決のために，すでに述べたごとく「帝国在郷軍人会」が創設された。この組織は総裁に皇族を奉戴し，陸軍大臣の監督を受け，所管師団長の監視のもとに連隊区毎に支部，各市区町村に分会を置き[4]，軍事技術の復習と思想涵養を計る半軍事組織として，軍国主義体

制の基幹組織として位置づけられるに至る。第2，第3の課題のために学校教育の軍事的利用[5]と青年団の軍事的再編成が，第4の課題のためには既に「軍隊内務書」「歩兵操典」に見た如く軍隊教育の局面における「精神主義」，すなわち「忠君愛国」イデオロギーの絶対的強調，さらに学校教育における教育水準の向上[6]とイデオロギー教育の量的・質的強化が計られるに至る。そして，これらが「軍の国民支配」あるいは軍隊教育の国民的規模化[7]としての国民の軍事的再編成への衝動の実態的基盤であった。

この同じ基盤がいわゆる教育の軍国主義化を必然的なものとした。軍部が直接国民教育を問題にし，積極的に教育制度改革を提言[8]するに至るのはこの時期からである。陸軍教育総監部課長 宇垣一成は，1909年8月大隈重信主催の国民教育講習会で「陸軍に於ける教育の現状と，国民教育に対する陸軍の希望」と題して講演を行ない[9]，次のように述べている。

「従来……吾々軍人ノ仲間ニ於テモ軍事教育ヲ以テ国民教育以外ノモノノ様ニ心得テ居ルモノカ在リマシタ，……今日ニ於テハ……国民一般ノ各種教育ト，軍部ニ於ケル教育トハ常ニ密接且適切ナル連繋ヲ図リテ相互相協同シ以テハ戦場ニ於ケル忠勇ナル戦士トナリ帰リテハ郷党ニ於ケル剛健ナル良民タルノ国民ヲ養成スルコトハ国民教育ノ全局ニ於テ著眼スヘキ重要ナル点テアリマス。此ノ一般教育者ト軍部トノ協同連繋カ円満適切ニ成立シテ始メテ真正ナル強兵ノ実ヲ挙ケ得ルコトト存シマス，……(中略)…… 実ハ陸軍ニ於テハ……日露戦後ニ於ケル各種軍事教育上ノ改良ニハ勉メテ一般国民教育トノ根抵上ノ一致ヲ図リツツアリマス。……操典及教範ノ類ハ此趣旨ヲ体シテ改正セラレツツアリマス，……(略)…… 将来相互共通セシメ得ヘキ事柄ハ虚心担懐勉メテ其ノ一致ヲ図ルコト肝要ト存シマス。」[10]。かくて，すでに行論から明らかなごとく，第1に，いわゆる「軍人精神」の基礎としての「忠君愛国」イデオロギーの注入，第2に，体位向上と初歩的軍事技術習得のための体育の奨励，第3に，初歩的軍事知識の習得などが学校教育に要請されることとなった[11]。

1907 (明40) 年の「小学校令改正」はこうした課題に応える一定の内容を備えていた[12]。同改正によって，「……建国ノ体制，皇統ノ無窮，歴代天皇ノ盛業，忠良賢哲ノ事蹟，国民ノ武勇，文化ノ由来，外国トノ関係」[13]を教授すべき日本歴史が，尋常小学校の教科課程にあらたに編入され，要するに「……忠君愛国ノ志気ヲ養ハンコトヲ務ム」[14]べき修身科の「教授事項ト連絡」[13]同することによって，「忠君愛国」イデオロギーの核心である天皇の尊厳が具体的事例を通して強調されることとなった。さらに，体操科中，「兵式体操」が義務化され[15]（体操科それ自体は正科であった）以後の教授内容の整備を通して「歩兵操典」に準処する「兵式教練」と改められ小学校1学年から課せられるに至る。そして，義務教育年限延長による教育内容の一定の向上の可能性という条件下で改訂された第二期国定教科書では「忠君愛国」が強調され，また，多くの軍国主義的教材が採用されるに至るのである。

そのことは，まず修身教科書に顕著である。この第二期修身教科書では，第一期において並列的に扱かわれていた「忠義」と「愛国」が一体化され「忠君愛国」とされ[16]，選択された教材も日清・日露両戦争に，その題材の多くが求められている。たとえば，第1巻，第17課では「チュウギ」と題して，「キグチ　コヘイ　ハ　ラッパ　ヲ　クチ　ニ　アテタ　ママ　シニマシタ」[17]また，巻6「第六課『忠君愛国』」では，「明治三十七，八年戦役は我が大日本帝国が露西亜と戦ひて威名を世界にかがやかしたる大戦争なり。(略)

陸海軍人は寒暑ををかし苦難をしのぎ勇戦し，或は弾雨の中に平然として其の任務を尽し，或は負傷すれども後送せらるることを否みて飽くまで戦場に立たんことを願いし……(略)」[18]と

している。そして,「皇室ノ尊厳……ニハ最モ意ヲ致シ」[19]という編纂方針がとられた日本歴史,「大国民ノ品格ヲ造成スルガ如キ材料ハ務メテ之ヲ採択シ,之ヲ一貫スルニ忠君愛国ノ精神ヲ以テシ,……」[20]とした国語教科書においても同様に,「忠君愛国」イデオロギーの注入が重視された。それは,「家族国家倫理」の強調とともに帝国主義成立期における体制再統合のための国民教化イデオロギーとして採用されたものでもあった。

また,「広瀬中佐」「橘中佐」「水師営の会見」「水兵の母」(いずれも国語教科書)などの各課,あるいは東郷平八郎や乃木将軍などを題材とする軍国美談による戦争讃美が謳いあげられ,さらに「明治二十七,八年戦役と条約改正」「明治三十七,八年戦役」(日本歴史,巻2)「日本海海戦」(国語,巻1・2)などでは戦史の初歩が,また,「我が陸軍」「兵営内の生活」「出征兵士」「我ガ海軍」そしてあらたに取り入れられた「軍人に賜はりたる勅諭」(いずれも国語巻,以上)などを通して軍事知識の初歩が授けられることとなった。

「体操科」の教授内容の整備は,すでに1904年(明37)沢柳政太郎を委員長として設置された「体操遊戯調査会」[21]で始められていた。それは,スエーデン体操の紹介,ドイツからの遊戯[22]の紹介が現場に混乱をもたらしたのを解決するために行なわれた。そして,この調査会では当時の学校体育で解決をせまられていた諸問題が広範に取りあげられ,37回におよぶ会議の結果,1905年(明38)11月に「体操遊戯取調報告書」が提出され,これによって,学校体育をスエーデン式体操で統一することとなった[23]。ところで,この報告書では諸懸案のほとんどについて詳細な解決策が示されてたが,兵式体操については,「ハ.各学校体操科ニ関スル現規定中改正ヲ要スル事項」[24]において,兵式体操に属す徒手・器械・柔軟体操はその性質からして学校体育に包含せしめ,その他の軍事的なものは歩兵操典に準拠し,その名称を兵式教練に変えるという意見を示したのみで,具体的な教授要目を示さなかった。そのため,文部省は,兵式体操の教授内容を整備するため1907年(明40)陸軍省との「共同調査会」を組織したが,学校体操を陸軍の体操で統一しようとする陸軍側の主張と,学校教育の一環として独自の教育体育を確立しようとする文部省とが対立し[25]この調査会は中止されるに至った。この対立の背景には,すでに1905年(明38)の陸軍・文部両大臣の意見交換があった。すなわち寺内正毅陸相は,10月に牧野伸顕文相に意見書を送り「むしろ普通体操に於も全然兵式体操に依らし」めんとし,また,体操教員の養成が貧弱な現状から軍人による補充が便利であるとした。これに対して文相は「普通体操と兵式体操とは自らその趣味目的を異にする」,体操教員を養成するには特別の施設が必要であると回答している[26]。この対立を解消するため,1909年(明42)第二回「共同調査会」[27]がもたれたがここでも再び対立し協議は暗礁に乗りあげたが,スエーデン留学から帰国した永井道明の努力によって妥協が計られ,1911年(明44)「学校体操教授要目案」がつくられ[28],1913年(大2)1月公布される運びとなった。こうした経過で「兵式体操」は「兵式教練」と名称が変えられ,その内容は「……歩兵操典ノ定ムル所ニ準拠ス……」と定められた。そして小学校の第1学年からこれが課せられるに至ったのである[29]。

そして,上述して来た教育内容における軍国主義的傾向の進展は,それを児童に教授する教師に対して軍事思想の鼓吹者たるべく要求されるに至る。田中義一は,歩兵第三連隊に入営中の六週間短期現役兵に対して次のように語っている。

「……国家は,諸子に六週間現役兵の特典を与へて居る。現役の二年なり三年の日子は言はば短く,中々充分なる教育を兵卒に施すことは困難である。で,之を容易ならしむるにはどうしても諸子の力に俟たなければならぬ。諸子が教えられた者が此の連隊へ入って立派な軍人とな

り，善良な国民となり，帰って在郷軍人会に入り，更に相互の砥礪を加へて国民の信頼と同情とを得る様にならしめるのは，此の国家が諸子に与えた六週間現役に対する報酬を思ふて，大に努力して貰はなければならぬ。」[30]

註（第3章）

1) 「選兵基準」に満たない者も徴兵対象にしなければならなくなった。「選兵基準」は身長が第一義であった。従って，その限りでは体位の向上が問題とされた。

2) 「若シ夫レ入営前ノ教育，国民教育トシテ完全ナラサンカ軍隊ハ軍事専門ノ学科ト術科トヲ教育スルト共ニ完全ナル国民ヲ教育セサルヘカラス従テ軍隊教育ハ頗ル複雑ト困難トヲ免ルル能ハサルナリ。

現今ノ軍隊教育ハ実ニ此ノ如キ状況ニアリ素ヨリ教育ノ程度ハ四辺ノ状況ニ依ルヲ以テ満足シテ停止スヘキ期ナカルヘシト雖モ入営前ノ教育猶ホ進歩スヘキコトハ目下ノ急務ナラントセンヤ況ンヤ二年兵役ノ今日ニ於テオヤ」（軍隊教育実験会「新教育令ニ基ク軍隊教育詳解」《上巻》p. 45, 大正2年。）

3) 「剣電弾雨ノ中ニ在リテ，完全ニ其ノ任務ヲ尽シ，克ク耳目ヲ活動シ，迅速ニ判断シ，而モ其ノ判断ヲシテ時機ニ適応セシメンコトハ，知能ノ作用鋭敏ナル人ニアラスシテ誰カ之ヲ能クセン……今日ノ如ク散開戦闘ニ於テ各人ノ動作ニ自由ヲ与ヘタルニ於テ其ノ各人カ具備セル知力ノ多少コソ相集リテ戦闘ノ勝敗ニ大ナル影響ヲ及ホス……」（傍点引用者，陸軍省歩兵課編「国民教育者必携『帝国陸軍』」p. 108, 大正2年，在郷軍人会本部発行。）

4) 『帝国在郷軍人会規約』前出「沿革史」p. 355.

5) 尚，教育畑からの意見として次のものがある。「……軍隊教育が一年減る丈けそれ丈け其前に普通教育を以て補って置くやうにせねばならぬ，是が即ち将来二年兵役制度の結果として，教育制度の上に行なわねばならぬ改革である……（修身教育内容の改革について提言し—引用者—）…… 最後に此の頃義務教育の年限を延長する議論が大分勢力を有って居るやうであるが，是も前の二年兵役の為に軍隊精神の教育年数が一ケ年減じたに対する補助手段としても是非実行したいものである。」（有賀長雄『二年兵役と教育』雑誌「教育界」第6巻 第1号 p. 25, 明治39年。）

6) 「今日の武器の進歩と共に精良なる器械を用ゐるには必ず普通教育が必要です。又武器の威力増加と共に軍は総てまばらの隊形を作り随って戦線も延長せねばなりませんから，一々隊長の命令のみを以て動作せしむることが出来ません故に或点までは兵卒の常識に任せなければならぬ是亦普通教育の必要なる所以であります。」（傍点引用者—陸軍歩兵大尉，貞松森太郎演説『戦争と教育』「秋田県教育会雑誌」明治37年7月臨時号，海老原治善「現代日本教育政策史」p. 224, 再引用。）

7) 久保義三「日本ファシズム教育政策史」p. 60, 1959年，明治図書出版，藤原前出書 p. 120。

8) たとえば，田中義一（当時参謀次長）は，1917年の論文で「学校に於ける軍事教育を改革すべき施設の大綱」として，次の諸点に渡って教育制度改革を要求している。

「一，中学校，師範学校其の他一年志願兵認定学校に，陸軍戸山学校体操科を修了せる者より選抜せる現役将校下士官を派し，……軍隊と学校との連繋を図ること……。

二，……一年志願兵認定学校卒業学生も，適齢と共に徴兵検査に応ぜしめ，在学間数年を限り，其の入営延期を許可し，且学校卒業期と軍隊入営期を，彼此連絡せしめ，服役に便なる如く改正し以て教育ある国民をして，進んで兵役に服せしめ，一般国民に皆兵の範を垂れしむること。

三，六週間現役制は，……其の服役期限を一カ年に延長し，国民の基礎教育に任ずべき師範学校卒業者の軍事教育を昂上せしめ，其の効果を国民教育に及ぼすこと。

四，師範学校に速成科を設け，満期の准士官下士官中，小学校教師採用の途を開くこと。」（高倉「田中義一伝」（上）p. 481。）

9) 高倉前出書 p. 452, 宇垣はのちの青年訓練所設立の立役者。田中義一の片腕として「大正期」軍政を荷負う。

10) 「講話案」（上記講演の原案）「宇垣一成文書」3-2, 国会図書館憲政資料室蔵。

11) そして,「忠君愛国」主義教育がわけても強調されたのは論を俟たない。宇垣は,先の講演で次のようにも述べている。「……教育当局者タル諸君ニ於テハ忠勇淳良元気満々トシテ而モ体力強健ナル好原料ヲ製造セラレ之ヲ軍部ニ供給セラルルコトヲ望ムノデアリマス」,また,「要スルニ,小学校教育ノ眼目タル,詮スル所,忠君愛国ノ精神胸ニ充溢シ,一旦緩急アレハ義勇公ニ奉スル忠勇義胆ノ日本民族ヲ造ルニ在テ存スル。」(陸軍省歩兵課編前出『帝国陸軍』p. 46。)

12) この改正によって,尋常小学校は6年制となった。また,これまで高等科の課程であった日本歴史,地理,理科,随意科目であった図画唱歌が正科に編入された(「明治以降教育制度発達史」第5巻 p. 29)。

文部省の「改正理由」(閣議提出)によれば,第1に国民教育内容水準の向上の必要。第2に「我国現行制度ニ於テ義務教育ノ終ルヘキ年齢ハ人ノ生涯中脳裡ノ印象ノ最旺盛ナル時代ニシテ又心身ノ鋳型ニ最効力アル期間トス此時期ニ達シナカラ義務ヲ終ヘテ学校ヲ退カシムルハ国民ノ鍛練上不利益鮮ナカラス」とする鍛練の必要,第3に就学の普及がほぼ達成されようとしている事実(なお,尋常小学校から高等への進学率は,明36年,55.8%。明39年,61.1%。明40年,63.5%であった。)などを掲げている(内閣所蔵「公文類聚」第31編巻12,学事門,小学校11。佐藤秀夫「明治期における小学校観の成立」,野間教育研究所紀要第二十七集「学校観の成立」p. 122, 1972年,講談社)。

13) 改正「小学校令施行規則」第5条,教育史編纂会編「明治以降教育制度発達史」(以下「発達史」と略す)第5巻 p. 63.

14) 同規則 第2条「発達史」第4巻 p. 61.

15) 従来,高等小学校1,2学年に課せられていた体操の課程は次の通りである。

	毎週時数	遊戯	普通体操	兵式体操
第1学年	3	毎回30分若ハ1時 毎週1時	毎回30分 毎週1時復習・唖鈴	毎回30分各個教練 毎週1時柔軟体操
第2学年	3	同	同 復習	同

(明治34年,普通学務局長達「小学校体操科課程及び時間割」井上一男「学校体育制度史」p. 44, 1970年,大修館書店。)この課程は,改正された小学校令では,尋常小学5,6年生にそのまま課せられた(「発達史」第5巻 p. 39)。

16) 唐沢富太郎「教科書の歴史」p. 278–285, 1956年,創文社。

17) 海後宗臣編「日本教科書体系」近代編第三巻 p. 65, 1962年,講談社。

18) 同上 p. 111.

19) 同上 第7巻 p. 717.

20) 同上 第19巻 p. 754.

21) 坪井玄道,川瀬元九郎,井口あぐり等当時の体育指導者が委員となった。

22) ここで「遊戯」というのは,低学年では鬼遊び,綱引きなど,高学年では,バスケット・ボールや,フットボールなどを総称したものである。

23) 今村嘉雄「日本体育史」p. 241 以下。1951年,金子書房。

24) (資料1)「体操遊戯取調報告書」(井上一男前出「学校体育制度史」p. 279。)

25) 今村前出書 p. 251.

26) 岸野雄三「体操教育史」p. 244,石山修平他編「教育文化史大系」I 1953年,金子書房.

27) 陸軍側委員;長岡(外史)軍務局長,英軍医生,相良歩兵大尉,文部省側委員;梅村普通学務局長,永井東京高師教授,横山文部省視学官。

28) 今村前出書 p. 252.

29) (資料2)「学校体操教授要目」(大正2年,文部省訓令第1号)井上前出書 p. 283–310.

尚,小学校の課程では,主に基本隊形による行軍運動が,高小では,小隊教練,執銃教練が課せられた。

30)「六週間現役兵の覚悟」(大正2年) 綾部前出書 p. 302.

また,「諸子 (教師—引用者—) ヲシテ軍隊ニ入営セシムルノ趣旨ハ，国家有事ノ秋ニ方リ戦場ニ立タシムル為ニアラスシテ，軍事思想ノ一般ヲ養成シ，軍隊教育ノ目的ヲ会得セシメ，以テ軍隊教育ト国民教育トノ連繋ノ極メテ密ナルベキ見地ヲ以テ子弟教育ノ任ニ当ラシムルニアル」(陸軍省歩兵課編，前出「帝国陸軍」p. 171。)

あ と が き

本稿は，日露戦争後における軍事機構の再編成過程を貫ぬいた改編原理が，軍部にとって国民の軍事的組織化を現実的必要事としなければならなかった経緯と，その同じ経緯が，教育制度を軍事制度に直結せしめ，それのいわゆる軍国主義化を必然にした事情を考察することが目的であった。この軍事史分析と教育史分析の架橋作業は，軍事史分析はともかく，必ずしも成功したとは言い難い。それは，ひとつには，国家思想史的分析という重要な説明原理を捨象したことにあったかもしれないと今は思っている。そのため「家族国倫理」(「軍隊内務書」における「兵営内家族主義」との関連) という分析視角を設定することが出来ず (もとより，当初においては筆者の力量に余るものがあり，あえて捨象したわけではあるが)，他のマイナス要因とともに，教育史分析方法を貧弱なものにしてしまったと言えるであろう。

つぎに，本稿に関して，いくつか言分けをして置きたい。表題では「国民教育の軍国主義化」としてあるのに，教育史分析が事実上初等教育に限定してしまったことについてである。中等教育，高等教育に触れなかったのは，それらの教育機関は軍部にとって主に下士官のプール (一年志願制度は下士官量産のために作られたものである。また，中学校における兵式教練に，後になって小隊指揮，中隊指揮が課せられていることからも明らかであろう) として考えられており，本稿では，日露戦後の散開戦闘形態への移行にともなう下士官の戦闘における役割の質的変化 (密集戦法におけるごとく，下士官が先頭に立って兵卒を鼓舞するのではなく，小分隊，分団，を指揮しなければならなくなった) について準備が不充分のため論じられなかった事情による。また，青年団は，日露戦争をエポック，メーキングとして自生的な実業的学習組織から，道徳涵養の修養団体へと性格を変えつつあるところを，ヨーロッパ視察から帰った田中義一によって，在郷軍人会に直結する兵役予備教育機関としての官製青年団へと再組織されるに至るわけであるが，これについても準備不足，とりわけ青年団の指導的組織であった在郷軍人会の分析にまったく手をつけていないために，本稿では触れることが出来なかった。今後の課題である。

より基本的には，日露戦後の教育政策の消長は，「臨時教育会議」(1917年) に一つの結実を見ると考えているが，軍国主義体制との関係では第1次世界大戦を契機に普及してくる，いわゆる「総力戦思想」と，それの具体化としての軍事政策の分析に取りかかっていないため教育史分析を中途半端のまま終わらせざるを得なかったのである。

最後に，本稿は，拙稿，修士論文 (1972年1月31日提出)「日露戦後における陸軍軍備の拡張・整備と国民教育との関連について——『二年現役制』実施を中心に——」を基礎にし，大幅に加筆，再構成したものである。

(1973. 4. 12)